

香川県広域水道企業団条例第2号

香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(料金の徴収方法)</p> <p>第32条 料金は、納入通知書、口座振替（自動払込みを含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する<u>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法により徴収する。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(料金の徴収方法)</p> <p>第32条 料金は、納入通知書、口座振替（自動払込みを含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法により徴収する。</p> <p>2・3 略</p>

第2

改正後	改正前
<p>(給水契約の申込み)</p> <p>第17条 略</p> <p>(水道の使用中止等の届出)</p> <p>第21条 略</p>	<p>(給水契約の申込み)</p> <p>第17条 水道を使用しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(水道の使用中止等の届出)</p> <p>第21条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 用途を変更し、又は複数の用途で使用しようとするとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>

(使用水量又は用途の認定)

第31条 略

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、納入通知書、口座振替（自動払込みを含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により徴収する。

2・3 略

別表7（第29条関係）

旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

用途の別	メーターの口径	金額
一般用	13ミリメートル	500円
	20ミリメートル	900円
	25ミリメートル	1,300円
	30ミリメートル	1,700円
	40ミリメートル	3,700円
	50ミリメートル	5,700円
	75ミリメートル	13,300円
	100ミリメートル	25,100円
	150ミリメートル	62,750円
事業用	13ミリメートル	30,500円
	20ミリメートル	30,900円
	25ミリメートル	31,300円
	30ミリメートル	31,700円
	40ミリメートル	33,700円
	50ミリメートル	35,700円

(使用水量又は用途の認定)

第31条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量又はその用途を認定する。

(1)～(3) 略

(4) 料率の異なる2種以上の用途で水道を使用するとき。

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、納入通知書、口座振替（自動払込みを含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法により徴収する。

2・3 略

別表7（第29条関係）

旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき）

(1) 基本料金

用途の別	使用水量	金額
家庭用	5立方メートルまで	630円
事業用A	20立方メートルまで	2,520円
事業用B	300立方メートルまで	37,800円
事業用C	5,000立方メートルまで	630,000円
事務所用	10立方メートルまで	1,260円
官公庁用	50立方メートルまで	7,560円
自治会、集会所用	5立方メートルまで	380円

(2) 超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家庭用	5立方メートルを超え10立方メートルまで	126円
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	143円

	75ミリメートル	43,300円
	100ミリメートル	55,100円
	150ミリメートル	92,750円

(2) 従量料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価(1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートルまで	130円
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	150円
	20立方メートルを超え30立方メートルまで	180円
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	200円
	50立方メートルを超えるもの	215円
事業用	200立方メートルまで	50円
	200立方メートルを超え500立方メートルまで	100円
	500立方メートルを超えるもの	190円
臨時用		260円

備考

- 1 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 「一般用」とは、事業用及び臨時用以外の用に使用するものをいう。
- 3 「事業用」とは、工場その他これに類するものの用に使用するもので、1箇月の使用水量の見込みが195立方メートル以上のものをいう。
- 4 「臨時用」とは、建設工事の用、船舶の用その他臨時の用に使用するものをいう。

	20立方メートルを超え30立方メートルまで	161円
	30立方メートルを超えるもの	173円
事業用A	20立方メートルを超え50立方メートルまで	223円
	50立方メートルを超えるもの	233円
事業用B	300立方メートルを超えるもの	180円
事業用C	5,000立方メートルを超えるもの	173円
事務所用	10立方メートルを超えるもの	195円
官公庁用	50立方メートルを超え1,000立方メートルまで	195円
	1,000立方メートルを超えるもの	215円
自治会、集会所用	5立方メートルを超えるもの	180円
船舶用		390円
臨時用		390円

(3) メーター使用料(1個当たり)

メーターの口径	金額
13ミリメートル	250円
20ミリメートル	380円
25ミリメートル	500円
30ミリメートル	630円
40ミリメートル	1,250円
50ミリメートル	3,150円
75ミリメートル	5,000円
100ミリメートル	10,000円
150ミリメートル	20,000円

備考

- 1 料金は、表の基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の

端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 2 「家庭用」とは、家庭における日常生活の用に使用するものをいう。
- 3 「事業用A」とは、事業又はこれに準ずるものの用途に使用するもので1箇月の使用水量が173立方メートル未満のものをいう。
- 4 「事業用B」とは、事業又はこれに準ずるものの用途に使用するもので1箇月の使用水量が173立方メートル以上3,590立方メートル未満のものをいう。
- 5 「事業用C」とは、事業又はこれに準ずるものの用途に使用するもので1箇月の使用水量が3,590立方メートル以上のものをいう。
- 6 「事務所用」とは、事務所及びこれらに準ずるものの用途に使用するものをいう。
- 7 「官公庁用」とは、市役所、学校、幼稚園、保育所、認定こども園及びこれらに準ずるものの用途に使用するものをいう。ただし、1箇月の使用水量が20立方メートル以下のものは「自治会、集会所用」を適用する。
- 8 「自治会、集会所用」とは、自治会及び集会所の用途に使用するもの又は各号のいずれにも該当しない用途に使用するものをいう。
- 9 「船舶用」とは、船舶及びこれらに準ずるものの用途に使用するものをいう。
- 10 「臨時用」とは、興行その他短期間臨時的に使用するもので、使用期間が180日以内のものをいう。

別表24（第34条関係）

旧東かがわ市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
略	
150ミリメートル	略

備考

1・2 略

別表24（第34条関係）

旧東かがわ市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1箇所につき）
略	
150ミリメートル	略
臨時用給水装置	規定する加入金の額の30パーセント相当額

備考

1・2 略

3 「臨時用給水装置」とは、興行その他短期間臨時的に使用するもので使用期間が180日以内のものをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は公布の日から、第1の表の改正部分は同年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日から継続して供給している水道の使用で、同日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、第2の表の改正部分による改正後の別表7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の前日から継続して供給している水道の使用で、同日の前日において次の各号に掲げる用途（香川県広域水道企業団水道事業給水条例第31条の規定により認定されていた場合にあつては、その認定されていた用途に限る。）に供されていたものに対する第2の表の改正部分による改正後の別表7の規定の適用については、その水道の使用は、この条例の施行の日から香川県広域水道企業団水道事業給水条例第21条第1項第2号に規定する用途の変更があるまでの間は、それぞれ当該各号に定める用途（企業長が認める場合にあつては、企業長が認める用途）に供されているものとみなす。

(1) 家庭用、事業用A、事務所用、官公庁用又は自治会、集会所用 一般用

(2) 事業用B又は事業用C 事業用

(3) 船舶用又は臨時用 臨時用

4 第2の表の改正部分による改正後の別表24の規定は、この条例の施行の日以後の給水装置の新設及びメーターの口径の増加の申込みに係る加入金の金額について適用する。

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、企業長が定める。